

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等関係代行事務の取扱いに関する訓令  
(平成14年3月25日島根県警察訓令第8号)

ツーショットダイヤル等営業関係代行事務の取扱いに関する訓令(平成9年島根県警察訓令第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する訓令(平成14年島根県警察訓令第6号)の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等に関する事務の代行について必要な事項を定めるものとする。

(届出書の受理及び処理)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、公安委員会に対する利用カード自動販売機設置届出書(以下「設置届出書」という。)等の提出があったときは、記載事項及び添付書類を確認した上受理し、その副本の右上部余白部分に届出番号(警察署の略号及び累年の一連番号により構成するものをいう。)を記載するとともに、代行年月日及び代行行為を朱書し、署長印を押して警察本部長(以下「本部長」という。)を経由して、速やかに公安委員会に送付しなければならない。

(台帳の備付け)

第3条 署長は、受理状況を明確にするため、利用カード自動販売機設置台帳(様式第1号。以下「台帳」という。)を備え付けなければならない。

(台帳の整理及び保存)

第4条 台帳は、次により整理し、保存するものとする。

- (1) 利用カード自動販売機設置届出事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)又は利用カード自動販売機廃止届出書の所要事項欄に、当該変更又は廃止に係る事項及び受理年月日を記載した上、受理者が押印すること。
- (2) 利用カード自動販売機を廃止したときは、その年月日を台帳の記事欄に朱書し、設置届出書とともに3年保存すること。

(表示票の交付)

第5条 署長は、設置届出書を受理した場合は、届出に係る利用カード自動販売機が青少年立入禁止場所に設置されており、かつ、外部から利用カードを購入できないものであるかを調査した上、自動販売機ごとに利用カード自動販売機表示票(様式第2号。以下「表示票」という。)を届出者に交付しなければならない。

(表示票の返納)

第6条 署長は、廃止届出書を受理した場合は、交付した表示票について返納を求めなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号及び様式第2号〔略〕